

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

2022年4月1日

株式会社A&Dホロンホールディングス
株式会社エー・アンド・デイ

吸収分割に関する事後開示書類

東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社A&Dホロンホールディングス
代表取締役 森島 泰信

東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社エー・アンド・デイ
代表取締役 森島 泰信

株式会社A&Dホロンホールディングス（2022年4月1日付変更前の商号は株式会社エー・アンド・デイ。以下「本分割会社」といいます。）及び本分割会社の完全子会社である株式会社エー・アンド・デイ（2022年4月1日付変更前の商号は株式会社エー・アンド・デイ分割準備会社。以下「本承継会社」といいます。）は、2021年12月21日付で両社の間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022年4月1日（以下「本効力発生日」といいます。）を効力発生日として、本分割会社を吸収分割会社とし、本承継会社を吸収分割承継会社として、グループ経営管理事業及び資産管理事業を除く本分割会社の一切の事業（以下「本事業」といいます。）を、本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を発生した日（会社法施行規則第189条第2号）
2022年4月1日
2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定により本吸収分割の差止請求を行った本分割会社の株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
本分割会社は、会社法第785条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2022年3月9日付で、本分割会社の株主に対して、本吸収分割を行う旨、吸収分割承継会社である本承継会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行った本分割会社の株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過該当事項はありません。
- (4) 会社法第789条（債権者異議）の規定による手続の経過
本吸収分割における本分割会社から本承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。
3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項
- (1) 会社法第796条の2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第796条の2の規定により本吸収分割の差止請求を行った本承継会社の株主はおりませんでした。
- (2) 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過
本承継会社の唯一の株主である本分割会社が特別支配会社に該当するため、本承継会社は、会社法第797条の規定による手続を行っておりません。
- (3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過
本承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2022年2月22日付で、本承継会社の債権者に対して、本吸収分割をする旨、本分割会社の商号及び住所、本分割会社及び本承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることのできる旨を、官報にて公告いたしました。なお、会社法第799条第1項の規定により異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、本承継会社においては、知っている債権者がいなかったため、会社法第799条第2項の規定による各別の催告は行っておりません。
4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）
本承継会社は、本効力発生日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、本分割会社の本事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。これにより承継した資産の額は30,386百万円（概算値）、負債の額は7,928百万円（概算値）です。
5. 会社法第923条の変更の登記をした日
2022年4月1日（予定）
6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
- (1) 労働者保護手続き
本分割会社は、本吸収分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第7条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るように努め、かつ、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条の規定に基づき、労働者と協議を行いました。また、本分割会社は、労働契約承継法第2条の規定に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いました。が、異議の申し出はありませんでした。

(2) 株式交換

本分割会社と株式会社ホロンとの間の2021年11月29日付株式交換契約に基づく株式交換は、本効力発生日をもって、その効力を生じております。

以 上